

令和6年度 第75回

全国労働衛生週間

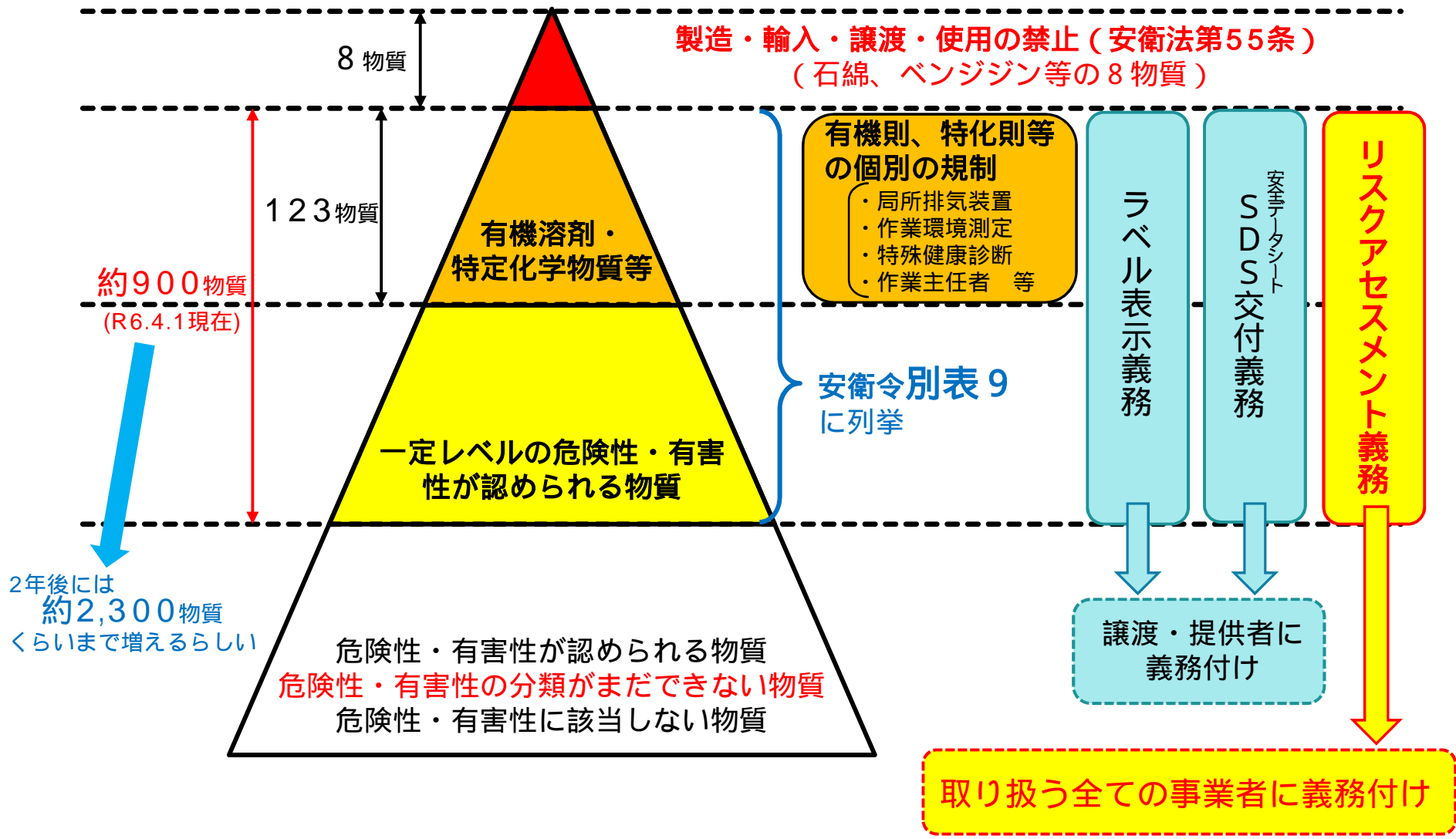
衛生週間スローガン

推してます みんな笑顔の 健康職場

本日のテーマ

化学物質管理の法改正について
(情報伝達の強化と自律的管理)

1 化学物質管理の法体系



2

S D S の一例 (職場のあんぜんサイトより)

ガソリン

1. 化学物質等及び会社情報
.....

2. 危険有害性の要約

GHS分類




物理化学的危険性

高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分2
可燃性固体	分類対象外
自然発火性液体	区分外

健康に対する有害性

急性毒性(経口)	区分外
急性毒性(経皮)	分類できない
皮膚腐食性・刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2 B
⋮	⋮
発がん性	区分2
生殖毒性	区分外
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分1(肺・腎臓)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	区分2(血管)
吸引性呼吸器有害性	区分1

ラベル要素
絵表示又はシンボル:

注意喚起語: 危険

危険有害性情報:

引火性の高い液体及び蒸気
皮膚刺激
眼刺激
発がんのおそれの疑い
肺、腎臓の障害
眠気又はめまいのおそれ
長期又は反復ばく露による神経の障害
長期又は反復ばく露による血管の障害
のおそれ
飲み込み、軌道に侵入すると生命に危険のおそれ
水生生物に有害

3. 組成、成分情報
.....

4. 応急措置
.....

5. 火災時の措置
.....

6. 漏出時の措置
.....

7. 取扱い及び保管上の注意
.....

← 危険

区分 ... 1 > 2 > 3 > 4
区分外...数字で表示されている区分より安全性が高い
分類できない...分類に有効なデータがなく、
有害なのか安全なのか分からない
分類対象外 ...この項目には無関係な製品

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度: 設定されていない

保護具

呼吸器の保護具
適切な呼吸用保護具を使用すること。

手の保護具
適切な保護手袋を着用すること。

眼の保護具
適切な眼の保護具を着用すること。

皮膚及び身体の保護具
適切な顔面用の保護具を着用すること。
適切な保護衣、保護面を使用すること。

9. 物理的及び化学的性質
.....

10. 安定性及び反応性
.....

11. 有害性情報
.....

12. 環境影響情報
.....

13. 破棄上の注意
.....

14. 輸送上の注意
.....

15. 適用法令

労働安全衛生法:
名称等を表示すべき危険有害物(法第57条、施行令第18条別表第9)
名称等を通知すべき危険有害物(法第57条の2、施行令第18の2条別表第9)
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

消防法:
⋮

3 化学物質リスクアセスメント（R A）の流れ

事業場において実際に取り扱っている化学物質をリストアップ
（一般消費者の生活用に提供される製品は除外OK）

通知対象物（= R A対象物）に該当する？

- CAS登録番号
- RA対象物リスト
- 通知対象物リスト
- **SDSの情報**

適用法令欄に「名称等
を通知すべき危険有害
物」とあれば該当

化学物質管理者
の選任！

化学物質R Aの対象！

- 義務**
- RA対象物の新規取扱い、変更時
 - " の新たな作業・手順を採用、または変更時
 - " の危険性・有害性に変化が生じたとき

指針 = 危険性又は有害性等の調査等に
関する指針公示第4号
(R5.4.27改正)

- 指針**
- RA対象物に係る災害が発生したとき
 - 前回のRAから一定の期間が経過したとき
 - 過去RAを実施したことがない

指針

RA実施にあたり入手すべき情報

- 危険・有害性の情報（SDS等）
- 作業の実施状況の情報
（作業手順書、機械設備等の情報）
- 作業場のレイアウト
- 作業環境測定結果
- 災害事例

化学物質RA義務化の前からRA対象物を使用しており、使用方法（作業方法）に変更がない場合は、RAを実施していなくても法令違反とはならない

ただし、ある条文（安衛則第577条の2第1項）への対応から、RAを実施することが望ましい

化学物質R Aの実施

（ 次のページにつづく ）

3

化学物質リスクアセスメント (R A) の流れ

化学物質 R A の実施

有害性の種類と重篤度を特定
化学物質のばく露状況を把握
・ に基づき特定された危険・有害性に基づきリスクの見積もり
に基づいたリスク低減措置の内容を検討

リスク低減措置の実施 ← 実 は 努力義務

指針

- R A 対象物の性状
- " の **取扱量**
- " を取り扱う作業内容
- " の作業の条件、設備
- " の作業への人員配置
- " の **作業時間** 及び **頻度**
- **換気設備** 等の設置状況
- 保護具の選択、使用状況
- 作業環境中の濃度、ばく露濃度

現状でリスクが許容範囲内

ア
危険・有害性のより低い物質への代替

イ
工学的対策
(局所排気装置等)

ウ
管理的対策
(作業手順の改善)

エ
有効な保護具の選択及び使用

指針 優先度：高

指針

追加のリスク低減措置を検討する必要がないものとして差し支えない

R A 結果の記録

- R A 対象物の名称
- 業務の内容
- R A 結果
- R A 結果に基づく措置の内容

保存

従事労働者への周知

保護具着用管理責任者の選任

- 保護具の適正な選択
- 保護具の適正な使用
- 保護具の保守管理

化学物質管理者が管理！

4

一般消費者の生活の用に供するための製品の範囲（一例）

製品	含有対象成分	販売形態	RAの義務
醤油、味噌、清酒、ワイン等酒類	エタノール	販売形態にかかわらず適用対象外	なし
食酢、マヨネーズ、ドレッシング	酢酸	販売形態にかかわらず適用対象外	なし
除菌剤	エタノール	<ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者向け商品として販売 ・業務用に缶（17 ）で販売 ・業務用と同等のサイズ（17 ）のものをインターネットで販売（一般消費者も購入可能） 	なし あり あり
ふくらし粉（ベーキングパウダー）	塩化アンモニウム 硫酸アルミニウム アンモニウム 硫酸アルミニウム カリウム	<ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者向け商品として販売 ・一般消費者向け商品と同等のサイズのものを段ボール箱に詰めたものを業務用に販売 ・業務用にアルミパウチ（500g/1kg/2kg）で販売 ・業務用袋と同等のサイズ（17 ）のものをインターネットで販売（一般消費者も購入可能） ・業務用にクラフト袋（20kg）で販売 	なし なし あり あり あり
さらし粉	次亜塩素酸カルシウム	<ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者向け商品と同等のサイズのものを段ボール箱に詰めたものを業務用に販売 ・業務用袋と同等のサイズのものをインターネットで販売（一般消費者も購入可能） ・業務用にダンボールケース（20kg）で販売 	なし あり あり

5

保護具の使用について

SDSに記載されている『保護具』は、必ず使用させなければならないのか？



法令で保護具の使用が義務付けられているものを除き、保護具の使用は事業者が判断するもの。

あくまでSDSは自社での管理（RA等）を行う際の基礎情報としての位置づけ。

メーカーの立場からすれば、「保護具の着用は必要ない」なんて書くことはできないと思う

ある物質（生活でよく関わるもの）のSDS情報

8. ばく露防止及び保護措置

管理指標

管理濃度データなし

許容濃度

（その他の無機および有機粉じん(第3種粉じん)）

日本産衛学会 吸入性粉じん 2mg/m³

総粉じん 8mg/m³

ばく露防止

設備対策

適切な換気のある場所で取扱う。

洗眼設備を設ける。

手洗い/洗顔設備を設ける。

保護具

呼吸用保護具

呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用する。

眼の保護具

保護眼鏡/顔面保護具を着用する。

SDSの情報を参考にしつつ、**RAの結果**、保護具を使用すると決めた場合、**保護具着用管理責任者**の選任が必要となります！

6 ばく露の程度の低減（今回の法改正の肝となる条文）

労働安全衛生規則第577条の2

第1項

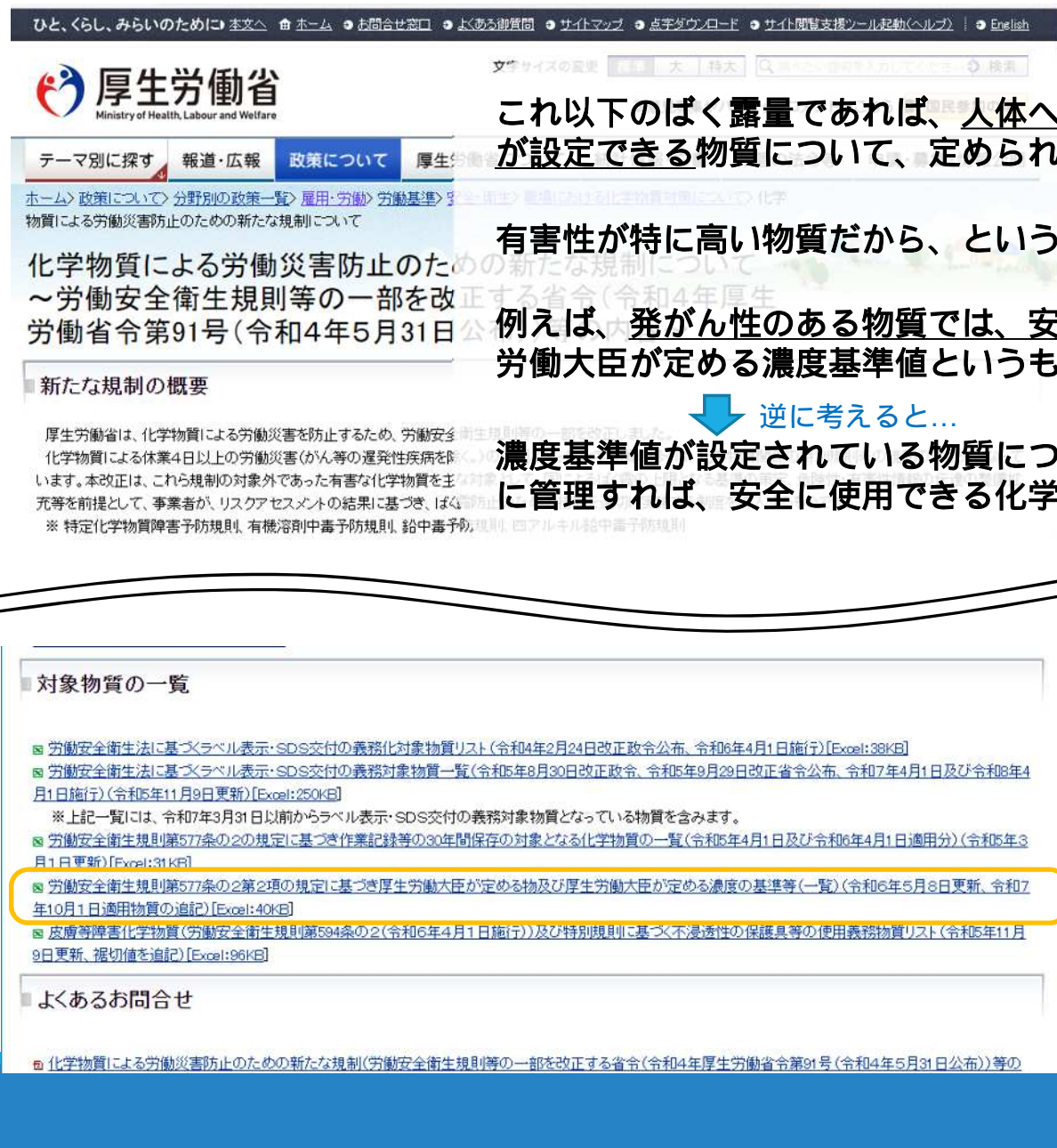
事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、
代替物の使用、
発散源を密閉する設備、
局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、
作業の方法の改善、
有効な呼吸用保護具を使用させること
等必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を**最小限度**にしなければならない。

Q	何をもって最小限度といえるの？
A	ばく露濃度の 最小限度の基準はありません が、各事業場でリスクアセスメントを実施した結果を踏まえて、ばく露濃度を最小限に抑えていただくことが必要となります。 なお、日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIHのTLV-TWA等が設定されている物質については、これらの値を参考にリスクアセスメントを実施し、ばく露濃度を最小限に抑える方法もあり、各事業場に応じた自律的な管理をお願いします。

（厚労省HPのQ&Aより）

7

厚生労働大臣が定める濃度基準値設定物質（安全衛生規則第577条の2第2項）



これ以下のばく露量であれば、人体への影響がない、と認められる値（閾値）が設定できる物質について、定められたもの。

有害性が特に高い物質だから、という理由で設定はされていません。

例えば、発がん性のある物質では、安全な閾値が設定できないため、この厚生労働大臣が定める濃度基準値というものがありません。



濃度基準値が設定されている物質については、きちんと基準値以下となるように管理すれば、安全に使用できる化学物質ということです。

対象物質は厚生労働省ホームページにあります

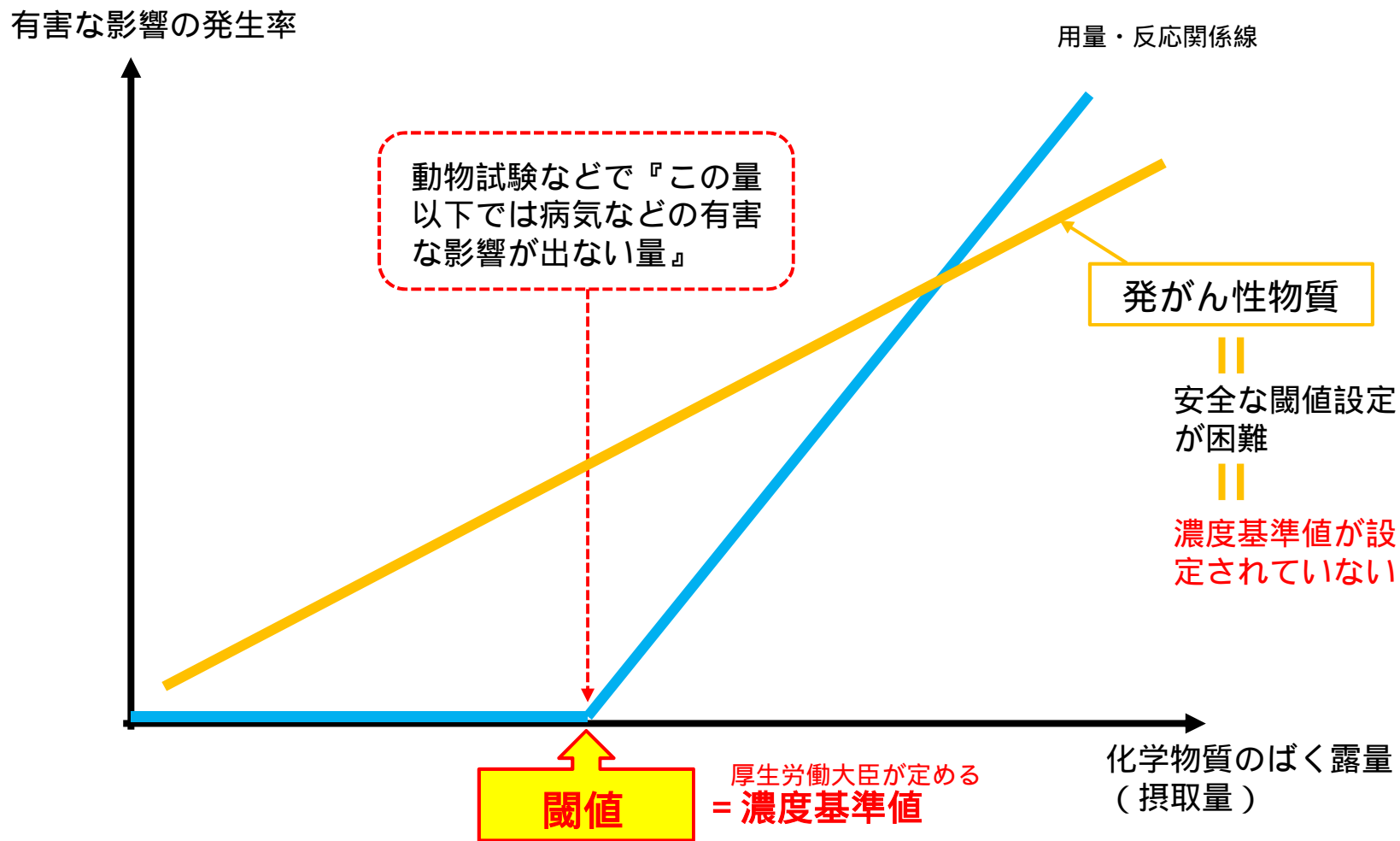
（令和6年5月8日時点で192物質に設定されている）

『労働衛生のしおり』の270頁から274頁にも載っています

8

閾値 (いきちorしきいち) とは

この量以下ならば病気などの有害な影響が出ない最大量のこと。無毒性量ともいう。



定期健康診断や
特殊健康診断のこと

労働安全衛生規則第577条の2

第3項

事業者は、R A 対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、法第66条の規定による健康診断のほか、R A 対象物に係る **R A の結果に基づき、関係労働者の意見を聴き**、必要があると認めるときは、**医師又は歯科医師が必要と認める項目**について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。

第4項

事業者は、第2項の業務に従事する労働者が、同項の厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてR A 対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、当該労働者に対し、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。

厚労大臣が濃度基準値を定める物質を製造・取り扱う業務

【リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン】(R5.10.17)

「第2 基本的な考え方」より

化学物質による健康障害を防止するためには、工学的対策、管理的対策、保護具の使用等により、ばく露そのものをなくす又は低減する措置を講じなければならず、これらのばく露防止対策が適切に実施され、労働者の健康障害発生リスクが**許容される範囲を超えないと事業者が判断**すれば、基本的にはR A 対象物健康診断を実施する必要はない。なお、これらの**ばく露防止対策を十分に行わず、R A 対象物健康診断で労働者のばく露防止対策を補うという考え方は適切ではない。**

10 ばく露低減措置の記録と周知

労働安全衛生規則第577条の2

第10項

事業者は、第1項、第2項及び第8項の規定により講じた措置について、**関係労働者の意見を聴くための機会**を設けなければならない。 → 衛生委員会における調査審議として実施してもOK

第11項

事業者は、次に掲げる事項について、**1年を超えない期間ごとに1回**、定期的に、**記録を作成**し、当該記録を**3年間**（がん原性物質である場合は30年間）**保存**するとともに、第1号及び第4号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する**労働者に周知**させなければならない。

(作成すべき記録)



RA対象物にばく露される程度を低減させるために講じた措置の内容

化学物質RAの記録でOK

RA対象物の作業に従事する労働者のばく露状況

労働者の氏名、作業の記録 ← がん原生物質のみ



関係労働者の意見の聴取状況

衛生委員会における調査審議として実施してもOK

関係労働者へ周知!

(衛生委員会で審議した場合、その議事録周知でもOK)

11

特定化学物質の掲示について（地味に影響の大きい法改正）

特定化学物質障害予防規則 第38条の3

旧

事業者は、第1類物質又は令別表第3第2号3の2から6まで、8、...（中略）...に掲げる物若しくは別表第1第3号の2から第6号まで、第8号、...（中略）に掲げる物（以下「**特別管理物質**」と総称する）を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 1 特別管理物質の名称
- 2 特別管理物質の人体に及ぼす作用
- 3 特別管理物質の取扱い上の注意事項
- 4 使用すべき保護具

エチルベンゼン Castro	
人体に及ぼす作用	
急性中毒と発症の恐れ（急性）	発症後経過の観察の必要性
吸入すると有害（慢性）	呼吸器への刺激の恐れ
発症の可能性	皮膚が乾く、荒れ、かゆみを生ずるなどの刺激の恐れ
発症の恐れ	皮膚が赤くなる、腫れるなどの刺激の恐れ
取扱い上の注意事項	
禁 止	<ul style="list-style-type: none"> 1. 換気室、換気設備を入らずに作業すること。すべての作業は換気設備が稼働するまで行わないこと。 2. 換気設備は、エアーライン、エアフィルタを定期的に点検すること。 3. 換気設備は、落下防止、衝撃防止、盗難防止などの機能を備えていること。 4. 換気設備の点検は、作業終了後に行うこと。 5. 換気設備の点検は、作業終了後に行うこと。 6. 換気設備の点検は、作業終了後に行うこと。
禁 止	<ul style="list-style-type: none"> 1. 換気設備の点検は、作業終了後に行うこと。 2. 換気設備の点検は、作業終了後に行うこと。 3. 換気設備の点検は、作業終了後に行うこと。 4. 換気設備の点検は、作業終了後に行うこと。 5. 換気設備の点検は、作業終了後に行うこと。 6. 換気設備の点検は、作業終了後に行うこと。
保 護 具	
呼吸器の保護具	換気設備が稼働しているときに着用すること。
皮膚の保護具	換気設備が稼働しているときに着用すること。
作業服の保護具	換気設備が稼働しているときに着用すること。
作業靴の保護具	換気設備が稼働しているときに着用すること。
応 急 措 置	
吸入した場合	換気設備が稼働しているときに着用すること。
皮膚に付着した場合	換気設備が稼働しているときに着用すること。
目に入った場合	換気設備が稼働しているときに着用すること。
飲み込んだ場合	換気設備が稼働しているときに着用すること。
発症した場合	換気設備が稼働しているときに着用すること。

新

事業者は、**特定化学物質**を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 1 特定化学物質の名称
- 2 特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 3 特定化学物質の取扱い上の注意事項
- 4 次条に規定する作業場にあっては、使用すべき保護具
- 5 次に掲げる場所にあっては、有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具
イ～ル 省略

特別管理物質を取扱う作業場

12 今日のまとめ



化学物質管理の入り口は **S D S** の情報！



どうすれば安全に作業できるか（化学物質のばく露量を少なくできるか）については、作業の状況や環境を踏まえて自分たちで考えてOK！



その際には...

実際に作業に従事する方を交えて検討し、その結果を共有することが大切

ただし、有機溶剤や特定化学物質といった特別規制のある物質の場合、今まで通り法令に定められた措置を講じる必要があります。